



熊本県公報

第 1 1 9 5 1 号
平成 22 年 10 月 15 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 (畠口加入区)…………… (団体支援総室) 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 (五和町加入区)…………… (") 2

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任の公告…………… (農村計画・技術管理課) 2
- 土地改良区役員の就任の公告…………… (") 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…………… (商工振興金融課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…………… (") 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出…………… (") 4
- 土地改良事業施行の適否決定…………… (農村計画・技術管理課) 5
- 県有財産の売却…………… (管財課) 5
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定…………… (税務課) 6
- 公共測量の実施…………… (監理課) 6
- 公共測量の実施…………… (") 6
- 公共測量の実施…………… (") 7
- 換地計画の決定及び公告縦覧…………… (農村整備課) 7
- 換地処分…………… (") 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 7
- 熊本県荒尾・玉名地域雇用開発計画…………… (労働雇用課) 7
- 熊本県宇城地域雇用開発計画…………… (") 17
- 熊本県八代地域雇用開発計画…………… (") 24
- 熊本県水俣・芦北地域雇用開発計画…………… (") 32
- 熊本県球磨地域雇用開発計画…………… (") 41
- 熊本県天草地域雇用開発計画…………… (") 49
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 58

登 載 依 頼

- 海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程の一部を改正する規程…………… (熊本県有明海区漁業調整委員会・天草不知火海区漁業調整委員会) 59
- 第 2 回熊本県廃棄物処理計画検討委員会の開催…………… (熊本県廃棄物処理計画検討委員会) 59

告 示

熊本県告示第 9 5 7 号

障害者自立支援法 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
訪問介護事業所 ソアラ 荒尾市本井手 1 8 番地	株式会社 S O A R 荒尾市本井手 1 8 番地 西田 秀代	平成 2 2 年 1 0 月 1 日	4310300159	居宅介護・ 重度訪問介護

ヘルパーステーション結 菊池市泗水町吉富2 05番地6	合同会社ケアサポート結 菊池市泗水町吉富 205番地6 村上 芳子	平成22年 10月1日	4311200127	居宅介護・ 重度訪問介 護
-----------------------------------	--	----------------	------------	---------------------

熊本県告示第958号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
 畠口加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 熊本市畠口町1993番地 高浜 文四郎
 熊本市畠口町2207番地 高浜 憲治
 熊本市畠口町67番地 藤本 雅三
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
 畠口漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成22年10月15日から平成22年10月29日まで
- 5 縦覧場所
 畠口漁業協同組合

熊本県告示第959号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
 五和町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 天草市五和町二江72番地 吉田 健吾
 天草市五和町二江154番地 金子 義和
 天草市五和町御領8015番地 金子 攻
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
 天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成22年10月15日から平成22年10月29日まで
- 5 縦覧場所
 天草漁業協同組合

公 告

熊本県公告第561号

熊本市に事務所を置く池上土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	植田 充	熊本市池上町845番地2
理事	東 鉄男	熊本市谷尾崎町895番地
理事	森山 正俊	熊本市池上町2057番地
理事	西 清治	熊本市池上町2009番地

理事	松田 邦俊	熊本市戸坂町19番地3
理事	横山 辰幸	熊本市池上町3002番地
理事	牛嶋 俊秀	熊本市池上町223番地
理事	福田 稔	熊本市池上町202番地
理事	大嶋 豊明	熊本市上高橋2丁目4番36号
理事	中村 良一	熊本市池上町1310番地1
監事	谷口 賢司	熊本市池上町1343番地
監事	梅田 幸男	熊本市谷尾崎町1380番地
就任		
理事	村田 昭	熊本市戸坂町2番地41
理事	福田 稔	熊本市池上町202番地
理事	森山 靖弘	熊本市池上町2031番地
理事	牛嶋 俊秀	熊本市池上町223番地
理事	西野 豊子	熊本市池上町2012番地
理事	吉永 カス子	熊本市池上町1415番地
理事	萱野 光秀	熊本市谷尾崎町1321番地
理事	高山 賢一	熊本市池上町2948番地
理事	大嶋 豊明	熊本市上高橋2丁目4番36号
理事	平木 邦昭	熊本市池上町1149番地
監事	森山 省悟	熊本市池上町2028番地
監事	松田 邦俊	熊本市戸坂町19番地3

熊本県公告第562号

球磨郡山江村に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
就任		
理事	横谷 巡	球磨郡山江村大字山田丁187番地の2

熊本県公告第563号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クレッセくまもく
熊本市萩原町118番地ほか
- 変更する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ジェイアンドシー 北九州市小倉北区浅野二丁目18番15 406号 代表取締役 深町正	株式会社ゲオ 愛知県春日井市如意申町五丁目11-3 代表取締役社長 森原哲也

- 変更する年月日
平成22年10月1日
- 変更する理由
テナントの入れ替えのため
- 届出年月日
平成22年9月28日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間
平成22年10月15日から平成23年2月15日まで

熊本県公告第564号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クレッセくまもく
熊本市萩原町118番地ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 ア 小売業者名 株式会社ゲオ（建物B棟 旧小売業者 株式会社ジェイア
 ンドシー）
 変更前 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時
 変更後 24時間営業
 イ 小売業者名 ナチュラル株式会社（建物C棟）
 変更前 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時
 変更後 24時間営業
 (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 荷さばき施設No. No.2及びNo.3
 変更前 午前6時から午後6時まで
 変更後 午前6時から午後10時まで
- 3 変更の年月日
平成22年10月1日
- 4 変更する理由
消費者の多様なニーズに対応するため。
- 5 届出年月日
平成22年9月28日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
 (2) 縦覧期間
平成22年10月15日から平成23年2月15日まで

熊本県公告第565号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート鏡店
八代市鏡町内田字水分275番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ゆめマート 代表取締役 松本淳	熊本市上南部二丁目2番2号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年6月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,452平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (1) 駐車場の位置及び収容台数
 建物正面 49台 建物裏面 50台 合計99台
 (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 建物正面 35台 建物裏面 15台 合計50台
 (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 建物裏側 127平方メートル
 (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 建物裏側 21立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後11時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 正面駐車場側 2箇所 裏面駐車場側 1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後7時まで

7 届出年月日

平成22年9月29日

8 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務振興課
平成22年10月15日から平成23年2月15日まで**熊本県公告第566号**

熊本市長幸山政史から協議のあった南田尻地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成22年10月6日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人との決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
南田尻地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年10月18日から平成22年11月15日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第567号

県有財産を次のとおり売却する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在 菊池市野間口字中谷488番13
地目 宅地 地積 1,993.31平方メートル
最低売却価格 12,600,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
平成22年12月2日（木）午前10時30分
菊池市隈府1272番10
熊本県菊池地域振興局 3階 大会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成22年11月24日（水）午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県

- に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成22年12月15日（水）午後5時
 - 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
 - 10 その他
 - (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
 - (2) 契約締結場所 別途指定する。
 - (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
 - (4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第568号

定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成22年度くまもと県税システム（平成22年度税制改正）改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名 称 熊本県総務部税務課
所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年8月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
住 所 東京都江東区豊洲3-3-3
- 5 随意契約に係る金額
45,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。

熊本県公告第569号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（河川縦断測量）	平成22年9月6日から 平成22年12月20日ま で	熊本市、宇土市、上益城郡 嘉島町

熊本県公告第570号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（河川縦断測量）	平成22年8月25日から 平成22年12月20日ま で	熊本市、下益城郡美里町、 上益城郡御船町、同嘉島町、 同甲佐町

熊本県公告第571号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（河川縦断測量）	平成22年9月13日から 平成22年12月20日まで	上益城郡御船町、同嘉島町

熊本県公告第572号

県営錦第2地区（木揚工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 平成22年10月18日から
平成22年11月15日まで
- 2 縦覧の場所 錦町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第573号

県営大津北部地区（第2工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市寺田字榎原825番1、同827番、同828番及び同829番2
4、783.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市本荘6丁目17番21号
株式会社九電工熊本支店

熊本県公告第575号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山一丁目3190番703
223.29平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市龍田町弓削715番地1 302号
松井 政雄

熊本県公告第576号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定に基づき策定した

熊本県荒尾・玉名地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第6項の規定により、次のように公表する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県荒尾・玉名地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、熊本県の北西部に位置し、総面積は421km²と県全体の5.7%を占めている。

人口は、173,921人（平成17年国勢調査）と、県全体の約9.4%を占め、県の中では比較的人口の集積度の高い地域である。しかし、この5年間で3,983人（2.2%）の減少となっており、県全体の人口減少率0.9%と比較しても人口減少の割合が大きい。

また、労働力人口は85,254人（平成17年国勢調査）であり、うち就業人口は79,382人となっている。平成12年からの5年間で労働力人口は974人、就業人口は2,245人減少している。

表1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

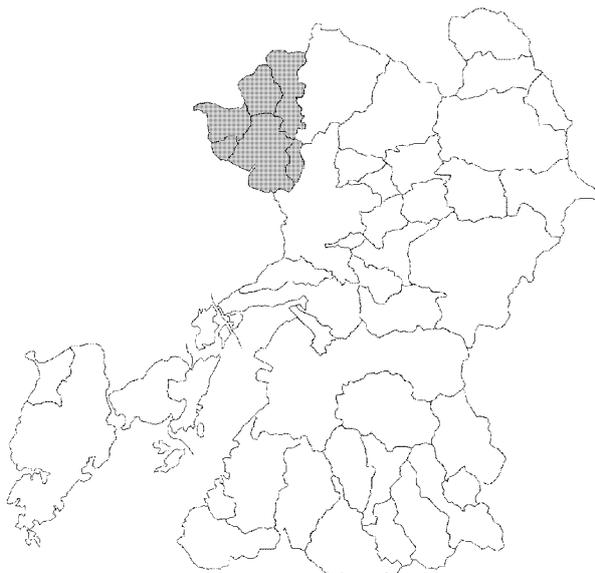
	平成12年	平成17年	H12-H17増減	
			人数	割合(%)
人口	177,904	173,921	▲ 3,983	▲ 2.2
労働力人口	86,228	85,254	▲ 974	▲ 1.1
うち就業人口	81,627	79,382	▲ 2,245	▲ 2.8

資料：国勢調査（平成12・17年）

(2) 区域

熊本県荒尾・玉名地域の区域は次のとおりとする。

荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町の2市4町の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第 2 条第 2 項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は熊本都市圏と福岡県の上に位置するとともに、JR 鹿児島本線、九州縦貫自動車道が貫くなど交通の便に恵まれた地域である。自然条件としては、有明海や菊池川、小岱山といった豊かな自然に恵まれた地域であり、包括して「荒尾・玉名地域」と呼ばれるなど、地理的に連続性・一体性を有した市町により構成されている。

地域内の平成 18 年の農業産出額は 348 億円（平成 18 年熊本県生産農業所得統計）となっており、県全体に占める割合は 11.6% となっている。また、第 2 次産業では IT 関連産業や造船業等の製造業の集積が進み、平成 20 年の製造品出荷額が 4,481 億円（平成 20 年工業統計調査）と県全体に占める割合は 16.0% を占めている。また、第 3 次産業においては、新幹線全線開業に向けて、大規模レジャー施設、玉名温泉、各市町の観光物産施設などを連携させた広域的観光ルートの開発、菊池川流域の温泉地、歴史資源物産施設などの連携及び有明海沿岸地域の連携による交流など、広域連携の動きが活発化している。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近 3 年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合は 4.3% であり、全国の平均値（3.6%）を上回っている。

表 2 本地域の最近 3 年間の一般有効求職者数（月平均値）（単位：人、%）

	全 国		本地域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
19年度	2,073,396	3.2	3,059	3.6
20年度	2,217,060	3.4	3,418	4.0
21年度	2,811,014	4.3	4,525	5.3
平均値(a)		3.6		4.3

※ 労働力人口（平成 17 年国勢調査） 全国：65,399,685 人 本地域：85,254 人
資料：熊本労働局

ハ 地域の求人の状況

本地域の最近 3 年間及び最近 1 年間の一般有効求人倍率の月平均値は、それぞれ 0.57 倍、0.32 倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の

一般有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た割合は、それぞれ0.5倍、0.3倍であるが、全国の月平均値が0.5倍未満である場合の基準値は全国平均値となり、最終的な基準値は0.5倍、0.45倍となり、本地域の最近3年間の平均値が基準値を上回り、要件に不該当となる。

しかし、本地域の最近3年間及び最近1年間の常用有効求人倍率の月平均値は、それぞれ0.48倍、0.24倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の常用有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た割合は、それぞれ0.41倍、0.23倍であるが、全国の月平均値が0.5倍未満である場合の基準値は全国平均値となり、最終的な基準値は0.5倍、0.34倍となることから、本地域は最近3年間及び最近1年間ともに基準値以下となり、要件に該当する。

表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位：倍)

	19年度	20年度	21年度	3年間平均
本地域	0.80	0.59	0.32	0.57
全国	1.02	0.77	0.45	0.75
全国(2/3)	0.68	0.51	0.30	0.50

資料：熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位：倍)

	19年度	20年度	21年度	3年間平均
本地域	0.69	0.52	0.24	0.48
全国	0.87	0.64	0.34	0.62
全国(2/3)	0.58	0.43	0.23	0.41

資料：熊本労働局

2 熊本県荒尾・玉名地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成17年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第1次産業が14.4%(県全体11.5%)、第2次産業が29.4%(県全体22.1%)、第3次産業が55.7%(県全体65.3%)となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位：人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,095	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	11,418	23,331	44,251
割合(%)	14.4	29.4	55.7

資料：国勢調査(平成17年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成19年度の0.80倍から平成21年度には0.32倍にまで減少し、県内に所在するハローワーク9箇所のうち、荒尾・玉名地域は上位から3番目に位置するものの、求人倍率は全国平均と比べると低い状況にある。

平成21年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は47.1%で、県全体の平均値(41.1%)を上回っており、一方で、就職件数に占める45歳以上の割合は33.7%で、県全体の平均値(31.4%)を上回っている。

表6 本地域の有効求人倍率の推移(パートを含む。)

	19年度	20年度	21年度
全国	1.02	0.77	0.45
県全体	0.79	0.55	0.38
本地域	0.80	0.59	0.32

表7 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成21年度実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数(人)	43,446	17,847	9,702	2,652	832	362
	割合(%)	100.0	41.1	22.3	100.0	31.4	13.7
本地域	人数(人)	4,484	2,111	1,192	291	98	44
	割合(%)	100.0	47.1	26.6	100.0	33.7	15.1

※月間有効求職者数：平成21年度の一般有効求職者の月平均

※就職件数：平成21年度就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成18年では平成13年と比べ526所減の6,472所となっており、県内全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は7.9%である。

また、本地域内に従事する者の数は平成18年では平成13年と比べ2,204人減の59,292人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占める本地域内の事業所に従事する者の割合は7.9%である。

表8 本地域の事業所数及び従業者数の推移

	平成13年		平成18年		H13-H18増減			
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)		
						割合(%)	割合(%)	
県全体	86,650	768,606	81,452	750,814	▲ 5,198	▲ 6.0	▲ 17,792	▲ 2.3
本地域	6,998	61,496	6,472	59,292	▲ 526	▲ 7.5	▲ 2,204	▲ 3.6

資料：事業所・企業統計調査

3 熊本県荒尾・玉名地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、熊本都市圏と福岡県の間位置するという地理的優位性や物流の利便性によりIT関連産業等の電気機械器具製造業や造船業等の製造業が集積している地域である。生産拠点の海外移転やIT不況により、地域内の経済情勢は悪化し、事業所数及び従業員数の減少は、いずれも県の平均を上回る速度で進んでいる。

また、一昨年の経済不況により、新規求職者数は増加し、求人倍率も下がっており、雇用環境は厳しくなっている。

平成23年3月春には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、県北の新たな玄関口として新玉名駅が誕生する予定となっており、本地域の地理的優位性や高速交通基盤などのメリットを十分に享受するため、地域内の交通アクセスの向上を図る。また、県と市町村、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、企業誘致の効果を高め、企業の立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

荒尾市においては、荒尾カートピア(Car-Utopia)構想に基づき「自動車産業を核とした産業と人材が輝く活力再生都市」を目指し、平成18年度から平成27年度の期間中に自動車関連企業を20社誘致し2,000人以上の雇用創出を目標としている。さらに、荒尾市の地域再生計画に基づく「食」を中心としたものづくりの起業を推進する取り組みにより、地場産業の創造と雇用創出を図る。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	480人	企業誘致分 160人×3年→480人
奨励金等による雇用創出	120人	奨励金分 40人×3年→120人
合 計	600人	

参考1 H19.10.1～H22.9.30の企業誘致による雇用人数が498人で年平均160人。

参考2 H19.10.1～H22.5.31の奨励金による雇用増加人数121人で年平均40人。

4 熊本県荒尾・玉名地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

労働力確保、自動車産業等が集積する北部九州への輸送コストなどの面で優れた立地環境のメリットを生かし、積極的に企業誘致を促進する。

また、市町による誘致企業への工場設置、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

九州新幹線鹿児島ルートの中線完成に向けた「新玉名駅周辺地域等整備基本計画」に基づく国道208号玉名バイパスや、主要地方道玉名立花線(玉名山鹿線)等の整備による新玉名駅周辺の道路ネットワークの強化及び南関インター～荒尾・長洲幹線道路整備事業による九州縦貫自動車道インターチェンジへのアクセスの強化、長洲港の港湾機能の強化などによって、物流機能の拡大、企業誘致の促進、観光関連産業の振興を図る。

ハ 観光産業の振興

菊池川流域の温泉地、歴史資源、物産施設などの連携及び有明海沿岸地域の連携による交流を促進し、大規模レジャー施設、玉名温泉、各市町の観光物産施設などを連携させた、広域的観光ルートの開発等、その相乗効果により地域全体としての観光振興を図る。

ニ 地域資源を活かした新たな産業の創出と地域経済の活性化による地域再生

平成21年に荒尾市が認定を受けた地域再生計画「地場産業の新分野進出とマイスター育成による雇用機会の増大」に基づき、農工学連携での経営革新や新分野進出のための取組支援を行うとともに、雇用者、求職者双方のより専門的機能向上を図りながら、農商連携、農工連携、福祉サービス分野における就業促進等の支援を行い、地場産業力の底上げを図り、雇用創出と地域経済の活性化による地域再生を目指す。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地場企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、成長が見込まれる分野（グリーンデバイス関連、食品・健康食品・医薬品関連）に関連する企業や情報サービス関連企業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し、戦略的な誘致活動を展開する。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 技術革新による新事業の創出

情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待される重点分野を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター、(財)くまもとテクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、地域経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

② 事業主への支援

・地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金

地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金（中核人材用））及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

・中小企業労働力確保法に基づく助成金

創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県職業能力開発計画に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることができるよう支援を行うとともに、産業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業をリードする人材の確保、育成

熊本県職業能力開発計画に基づき、(独)雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県立の公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、相談や支援プログラムを実施する「たまな若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員をハローワークに配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェ・ランチの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、各地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援を行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観を育むキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

④ 産業人材強化に関する情報提供の実施

平成21年3月に策定した「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストップサービス窓口及び産業人材強化推進ポータルサイトジョブチャンネルを運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成25年9月末日までとする。

熊本県公告第577号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定に基づき策定した熊本県宇城地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第6項の規定により、次のように公表する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県宇城地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、熊本県のほぼ中央部に位置し、総面積は407km²と県全体の5.5%を占めている。

人口は、113,366人（平成17年国勢調査）と県全体の約6.2%を占め、比較的人口の集積度の高い地域である。しかし、この5年間で826人（0.7%）の減少となっている。

また、労働力人口は57,855人（平成17年国勢調査）であり、うち就業人口は54,513人となっている。平成12年からの5年間で労働力人口は72人の増加、就業人口は736人の減少となっている。

表1 当該地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

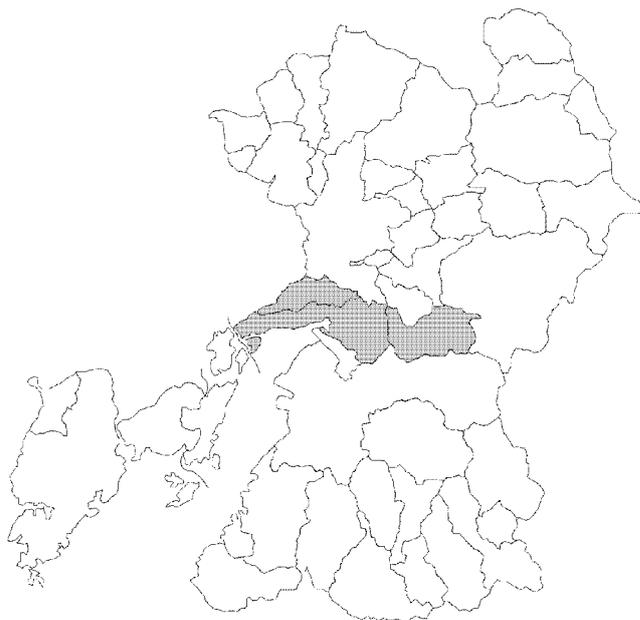
	平成12年	平成17年	H12-H17増減	
			人数	割合(%)
人口	114,192	113,366	▲ 826	▲ 0.7
労働力人口	57,783	57,855	72	0.1
うち就業人口	55,249	54,513	▲ 736	▲ 1.3

※本地域の数値は旧富合町、旧城南町を除く。

資料：国勢調査（平成12・17年）

(2) 区域熊本県宇城地域の区域は次のとおりとする。

宇土市、宇城市、美里町の2市1町の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第2条第2項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は県の中央部に位置し、地域内には地形の変化に富んだ半島部や九州山地に連なる中山間部、それに挟まれるように熊本圏域に隣接した平野部で構成する地域的に連続した地域である。

地域内の平成18年の農業産出額は258億円（平成18年熊本県統計年鑑）となっており、県全体に占める割合は8.7%となっている。また、第2次産業では電気機器、IT関連産業等の製造業を中心に集積が進み、平成20年の製造品出荷額が2,126億円（平成20年工業統計調査）と県全体に占める割合は7.6%を占めている。また、第3次産業においては宇土市、宇城市を中心とした中心市街活性化や街づくり、市町を越えた地域の広域的な観光・物産情報発信事業などの取組みが行われている。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合は4.2%であり、全国の平均値（3.6%）を上回っている。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位：人、%)

	全 国		本地域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
19年度	2,073,396	3.2	2,662	3.7
20年度	2,217,060	3.4	2,890	4.0
21年度	2,811,014	4.3	3,538	4.9
平均値(a)		3.6		4.2

※ 労働力人口(平成17年国勢調査) 全国：65,399,685人 本地域：85,254人
資料：熊本労働局

ハ 地域の求人の状況

本地域の最近3年間及び最近1年間の一般有効求人倍率の月平均値は、それぞれ0.44倍、0.27倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の一般有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た割合は、それぞれ0.5倍、0.3倍であるが、全国の月平均値が0.5倍未満である場合の基準値は全国平均値となり、最終的な基準値は0.5倍、0.45倍となり、本地域の最近3年間及び最近1年間の平均値はともに基準値を下回っており、要件に該当する。

また、本地域の最近3年間及び最近1年間の常用有効求人倍率の月平均値は、それぞれ0.36倍、0.18倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の常用有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た割合は、それぞれ0.41倍、0.23倍であるが、全国の月平均値が0.5倍未満である場合の基準値は全国平均値となり、最終的な基準値は0.5倍、0.34倍となることから、本地域は最近3年間及び最近1年間ともに基準値を下回っており、こちらも要件に該当する。

表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位：倍)

	19年度	20年度	21年度	3年間平均
本地域	0.63	0.43	0.27	0.44
全国	1.02	0.77	0.45	0.75
全国(2/3)	0.68	0.51	0.30	0.50

資料：熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位：倍)

	19年度	20年度	21年度	3年間平均
本地域	0.55	0.34	0.18	0.36
全国	0.87	0.64	0.34	0.62
全国(2/3)	0.58	0.43	0.23	0.41

資料：熊本労働局

2 熊本県宇城地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成17年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第1次産業が16.3%(県全体11.5%)、第2次産業が25.7%(県全体22.1%)、第3次産業が58.0%(県全体65.3%)となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位：人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,095	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	8,910	14,012	31,601
割合(%)	16.3	25.7	58.0

※本地域の数値は旧富合町、旧城南町を除く。資料：国勢調査(平成17年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成19年度の0.63倍から平成21年度には0.27倍にまで減少し、県内に所在するハローワーク9箇所のうち、宇城地域は球磨地域、水俣地域と並んで最下位に位置する。

平成21年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は42.8%で、県全体の平均値(41.1%)を上回っており、就職件数に占める45歳以上の割合も32.8%で県全体の平均値(31.4%)を上回っている。

表6 本地域の有効求人倍率の推移(パートを含む。)

	19年度	20年度	21年度
全国	1.02	0.77	0.45
県全体	0.79	0.55	0.38
本地域	0.63	0.43	0.27

表7 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成21年度実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数(人)	43,446	17,847	9,702	2,652	832	362
	割合(%)	100.0	41.1	22.3	100.0	31.4	13.7
本地域	人数(人)	3,476	1,486	800	229	75	33
	割合(%)	100.0	42.8	23.0	100.0	32.8	14.4

※月間有効求職者数：平成21年度の一般有効求職者の月平均

※就職件数：平成21年度就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成18年では平成13年と比べ259所減の4,724所となっており、県内全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は5.8%である。

また、本地域内に従事する者の数は平成18年では平成13年と比べ1,038人減の4,502人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占める本地域内の事業所に従事する者の割合は5.4%である。

表8 本地域の事業所数及び従業者数の推移

	平成13年		平成18年		H13-H18増減			
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)		従業者数 (人)	
						割合(%)		割合(%)
県全体	86,650	768,606	81,452	750,814	▲ 5,198	▲ 6.0	▲ 17,792	▲ 2.3
本地域	4,983	41,540	4,724	40,502	▲ 259	▲ 5.2	▲ 1,038	▲ 2.5

※本地域の数値は旧富合町、旧城南町を除く。

資料：事業所・企業統計調査

3 熊本県宇城地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、県中央部地域に位置し、熊本市まで距離的にも近く、JR、バスなど多様な交通アクセスが可能のため、熊本市方面への通勤が容易であり、管轄外への就職需要が高い。

また、一昨年の経済不況により、新規求職者数は増加し、求人倍率も下がっており、雇用環境は厳しくなっている。

一方、平成18年の事業所・企業統計調査によると、本地域内の事業所は減少しているが、減少率は県全体の平均値よりも小さく、従業員の減少率については県全体の平均値よりも若干上回っている。

本地域は、県内でも比較的企業の立地が進んでいる地域であるが、未だに雇用の機会は不足しており、若年者の流出による高齢化が進んでいる。

そこで、交通インフラの優位性を活かした企業誘致活動に積極的に取り組むとともに、県と市町、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

また、本地域の農産物等、地域資源を活用した起業や地場企業の第二創業の誘導につながる人材育成、国等が実施する助成措置等を活用することにより、新たな雇用を創出する。

これらにより、次表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	60人	企業誘致 20人×3年→60人
奨励金等による雇用創出	210人	奨励金分 70人×3年→210人
合 計	270人	

参考1 H19.10.1~H22.9.30の企業誘致による雇用人数が61人で年平均20人。

参考2 H19.10.1~H22.5.31の奨励金による雇用増加人数207人で年平均70人。

4 熊本県宇城地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

本地域の優れた交通インフラなどの優位性を活かした産業拠点としてのイメージをアピールするため、情報の収集や発信を行い、企業誘致に積極的に取り組む。

また、市町による誘致企業の取り組みに伴う工場立地、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

九州縦貫自動車道松橋インターチェンジへのアクセス機能の充実や地域高規格道路（熊本天草幹線道路）整備等、本地域の物流機能の優位性をさらに高めるための整備促進を行う。

ハ 観光産業の振興

宇城地域に点在する自然・歴史・文化等の様々な観光資源を活用した着地型観光（ニューツーリズム）の推進などの施策を通じて観光・サービス産業を振興する。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地場企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、成長が見込まれる分野（グリーンデバイス関連、食品・健康食品・医薬品関連）に関連する企業や情報サービス関連企業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し、戦略的な誘致活動等を展開する。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 技術革新による新事業の創出

情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待され

る重点分野を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター、(財)くまもとテクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、地域経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

② 事業主への支援

- ・地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金

地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金（中核人材用））及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

- ・中小企業労働力確保法に基づく助成金

創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県職業能力開発計画に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることができるよう支援を行うとともに、産業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業をリードする人材の確保、育成

熊本県職業能力開発計画に基づき、（独）雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県立の公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「うき若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

ニ 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員をハローワークに配置し、雇用対策に関する各

種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェ・ランチの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、各地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援を行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観を育むキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

④ 産業人材強化に関する情報提供の実施

平成21年3月に策定した「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストップサービス窓口及び産業人材強化推進ポータルサイトジョブチャンネルを運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成25年9月末日までとする。

6 その他

旧富合町は平成20年10月6日付けで、旧城南町は平成22年3月23日付けで熊本市と合併したため、本計画の区域には指定しない。また、文中の数値については、旧富合町、旧城南町を分離して計上することが困難であるため、特に指定があるもの以外は、旧富合町、旧城南町を含む。

熊本県公告第578号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定に基づき策定した熊本県八代地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第6項の規定により、次のように公表する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県八代地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、県の中南部に位置し、総面積は713km²と県全体の9.6%を占めている。

人口は、150,118人(平成17年国勢調査)と県全体の約8.1%を占めているが、この5年間で4,262人(2.8%)の減少となっており、県全体の人口減少率0.9%と比較しても人口の減少幅が大きい。

また、労働力人口は75,772人(平成17年国勢調査)であり、うち就業人口は71,647人となっている。平成12年から5年間で労働力人口は2,119人、就業人口は2,839人減少している。

表1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

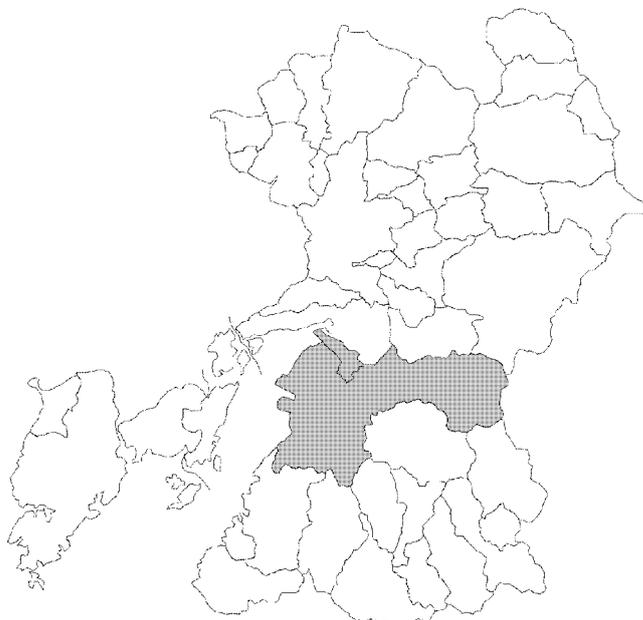
	平成12年	平成17年	H12-H17増減	
				割合(%)
人口	154,380	150,118	▲ 4,262	▲ 2.8
労働力人口	77,891	75,772	▲ 2,119	▲ 2.7
うち就業人口	74,486	71,647	▲ 2,839	▲ 3.8

資料：国勢調査(平成12・17年)

(2) 区域

熊本県八代地域の区域は次のとおりとする。

八代市、氷川町の1市1町の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第2条第2項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は、九州のほぼ中央に位置し、東は九州山脈、西は肥沃な八代平野が開け八代海に面した、地理的に連続した地域である。

第1次産業では、500年の栽培の歴史を持つイ草と干拓地に一大産地が形成されているトマト、柑橘類栽培が盛んである。また、第2次産業では、臨海工業用地の造成、港湾施設の整備充実が図られ、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道、九州新幹線鹿児島ルート、八代港等、陸・海交通の要衝としての機能を有していることから、日本製紙、興人、メルシャン、YKK、ヤマハ熊本プロダクツ等の企業が進出し、県南最大の工業都市として発展してきた。本地域は、港湾機能の充実や交通インフラの優位性を活かした南九州の流通拠点づくりと、全国有数の農業生産地域の体力強化に重点的に取り組み、県南拠点地域の形成を目指している。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合は4.1%であり、全国の平均値(3.6%)を上回っている。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位:人、%)

	全 国		本地域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
19年度	2,073,396	3.2	2,703	3.6
20年度	2,217,060	3.4	2,978	3.9
21年度	2,811,014	4.3	3,696	4.9
平均値(a)		3.6		4.1

※ 労働力人口(平成17年国勢調査) 全国:65,399,685人 当該地域:75,772人
資料:熊本労働局

ハ 地域の求人の状況

本地域の最近3年間及び最近1年間の一般有効求人倍率の月平均値は、それぞれ0.52倍、0.34倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の一般有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た割合は、それぞれ0.5倍、0.3倍であるが、全国の月平均値が0.5倍未満である場合の基準値は全国平均値となり、最終的な基準値は0.5倍、0.45倍となり、本地域の最近3年間の平均値が基準値を上回り、要件に不該当となる。

しかし、本地域の最近3年間及び最近1年間の常用有効求人倍率の月平均値は、それぞれ0.37倍、0.24倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の常用有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た割合は、それぞれ0.41倍、0.23倍であるが、全国の月平均値が0.5倍未満である場合の基準値は全国平均値となり、最終的な基準値は0.5倍、0.34倍となることから、本地域は最近3年間及び最近1年間ともに基準値以下となり、要件に該当する。

表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	19年度	20年度	21年度	3年間平均
本地域	0.68	0.53	0.34	0.52
全国	1.02	0.77	0.45	0.75
全国(2/3)	0.68	0.51	0.30	0.50

資料:熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	19年度	20年度	21年度	3年間平均
本地域	0.50	0.38	0.24	0.37
全国	0.87	0.64	0.34	0.62
全国(2/3)	0.58	0.43	0.23	0.41

資料:熊本労働局

2 熊本県八代地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成17年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第1次産業が15.7%(県全体11.5%)、第2次産業が24.4%(県全体22.1%)、第3次産業が59.3%(県全体65.3%)となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位:人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,915	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	11,278	17,488	42,461
割合(%)	15.7	24.4	59.3

資料:国勢調査(平成17年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成19年度の0.68倍から平成21年度には0.34倍にまで減少し、3年間の平均(0.52倍)は、全国の平均値(0.75倍)及び県の平均値(0.57倍)と比較しても低位にある。県内に所在するハローワーク9箇所のうち、八代地域は上位から4番目に位置するものの、求人倍率は低い状況にある。

平成21年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は41.7%、就職件数に占める45歳以上の割合は33.0%で、いずれも県平均を若干上回っている程度である。

表6 本地域の有効求人倍率の推移(パートを含む。)

	19年度	20年度	21年度	平均
全国	1.02	0.77	0.45	0.75
県全体	0.79	0.55	0.38	0.57
本地域	0.68	0.53	0.34	0.52

表7 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成21年度実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数(人)	43,446	17,847	9,702	2,652	832	362
	割合(%)	100.0	41.1	22.3	100.0	31.4	13.7
本地域	人数(人)	3,693	1,540	785	288	95	42
	割合(%)	100.0	41.7	21.3	100.0	33.0	14.6

※月間有効求職者数：平成21年度の一般有効求職者の月平均

※就職件数：平成21年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成18年では平成13年と比べ634所減の7,390所となっており、県内全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は9.1%である。

また、本地域内に従事する者の数は平成18年では平成13年と比べ3,604人減の56,797人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占める本地域内の事業所に従事する者の割合は7.6%である。

表8 本地域の事業所数及び従業者数の推移

	平成13年		平成18年		H13-H18増減			
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数		
						割合(%)	(人)	割合(%)
県全体	86,650	768,606	81,452	750,814	▲ 5,198	▲ 6.0	▲ 17,792	▲ 2.3
本地域	8,024	60,401	7,390	56,797	▲ 634	▲ 7.9	▲ 3,604	▲ 6.0

資料：事業所・企業統計調査

3 熊本県八代地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、県内第二の都市である八代市を擁し、かつては県内随一の産業集積度を誇り農業も高い生産性を示してきた。農業分野の求人が多い本地域では、農業施策と連携した雇用環境の整備を図る必要があり、さらに、昨今の産業構造の変化や外国産品との競争等の環境変化への対応も求められている。平成18年の事業所・企業統計調査によると、本地域内の事業所、従業員の減少率はともに県平均を大きく上回り、企業誘致や新事業の創出、地域内企業が求める人材の確保等、新たな雇用機会を創出することが重要である。

本地域においても、一昨年の経済不況により、新規求職者数は増加するも、求人倍率は下がっており、雇用環境は厳しくなっている。

このため、アジア等対外貿易の拠点としての八代港、南九州西回り自動車道や九州縦貫自動車道、さらには九州新幹線新八代駅などの本地域の交通結節点の優位性を生かし、港湾流通拠点、高速流通拠点、流通ストック拠点への積極的な企業誘致や物流集積基地の形成を図る。

また、県と市町村、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	45人	企業誘致分 15人×3年→45人
奨励金等による雇用創出	180人	奨励金分 60人×3年→180人
合 計	225人	

参考1 H19.10.1~H22.9.30の企業誘致による雇用人数が49人で年平均15人。

参考2 H19.10.1~H22.5.31の奨励金による雇用増加人数186人で年平均60人。

4 熊本県八代地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

八代港に面する臨海型工業用地や内陸部の空地、空工場等への企業誘致を一

層推進することにより、雇用の創出と地域の活性化を図る。

また、県・市町による誘致企業への工場設置、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

八代港における14m岸壁の整備、南九州西回り自動車道の整備促進、新八代駅周辺の整備等、ハード・ソフト両面から物流インフラの充実を図ることにより、産業の集積を図る。

ハ 観光産業の振興

日奈久温泉(八代市)の活性化、五家荘(八代市)、立神峡(氷川町)における環境学習フィールドの充実、竜北公園(氷川町)の整備等、地域の自然、歴史、文化遺産を活用した観光・サービス産業を振興することにより、新たな雇用の創出を図る。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地場企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、成長が見込まれる分野(グリーンデバイス関連、食品・健康食品・医薬品関連)に関連する企業や情報サービス関連企業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し、戦略的な誘致活動等を展開する。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 技術革新による新事業の創出

情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待される重点分野を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター、(財)くまもとテクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、地域経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

② 事業主への支援

・地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金

地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金（中核人材用））及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

・中小企業労働力確保法に基づく助成金

創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県職業能力開発計画に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることができるよう支援を行うとともに、産業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業をリードする人材の確保、育成

熊本県職業能力開発計画に基づき、（独）雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県立の公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「くまもと若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員をハローワークに配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェやつしろの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、八代地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場

をつなぐマッチング等の支援をワンストップで行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観を育むキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

④ 産業人材強化に関する情報提供の実施

平成21年3月に策定した「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストップサービス窓口及び産業人材強化推進ポータルサイトジョブチャンネルを運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成25年9月末日までとする。

熊本県公告第579号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定に基づき策定した熊本県水俣・芦北地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第6

項の規定により、次のように公表する。
平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県水俣・芦北地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、県の南部に位置し、総面積は431km²と県全体の5.8%を占めている。

人口は、55,384人（平成17年国勢調査）と県全体の約3.0%に過ぎず、人口の集積度が低い。さらに、この5年間で3,877人（6.5%）の減少となっており、県全体の人口減少率0.9%と比較しても人口減少幅が大きい。

また、労働力人口は26,335人（平成17年国勢調査）、うち就業人口は24,776人となっている。平成12年度からの5年間で労働力人口は1,500人、就業人口は2,003人減少している。

表1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

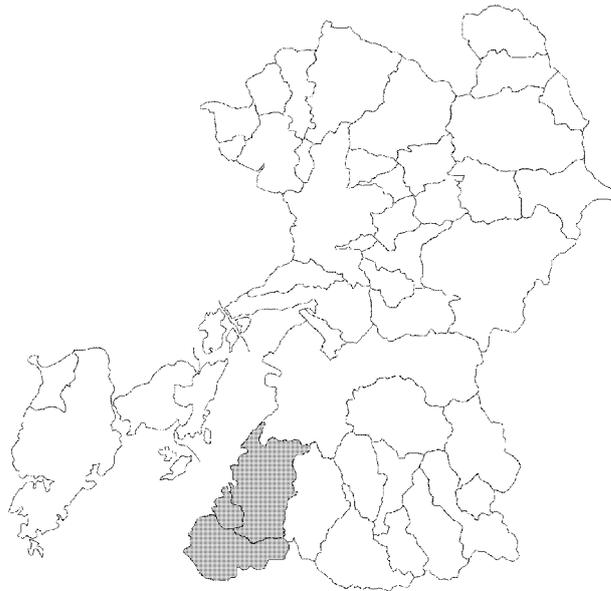
	平成12年	平成17年	H12-H17増減	
			人数	割合(%)
人口	59,261	55,384	▲ 3,877	▲ 6.5
労働力人口	27,835	26,335	▲ 1,500	▲ 5.4
うち就業人口	26,779	24,776	▲ 2,003	▲ 7.5

資料：国勢調査（平成12・H17年）

(2) 区域

熊本県水俣・芦北地域の区域は次のとおりとする。

水俣市・芦北町・津奈木町の1市2町の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第2条第2項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は、熊本県南部に位置し、南端は鹿児島県出水市に、東部は球磨村、鹿児島県大口市に隣接し、八代海に面したりアス式の美しい海岸線や九州山地の起伏に富んだ地形の地理的に連続した地域である。

本地域においては、水俣病を教訓とした環境学習や自然体験型学習など地域資源を生かした水俣・芦北型の観光振興を進めている。

また、第五次水俣・芦北地域振興計画に基づき、南九州西回り自動車道等の高速交通網の整備や風光明媚な海岸線を生かすシーサイドロード整備によって、地域的に一体となった地域づくりに取り組んでいる。

第1次産業においては、環境保全型農業、不知火(デコポン)やサラダたまねぎブランド化の取り組み、不知火海の水産環境の再生、第2次産業においては、チッソ水俣工場における液晶生産の他、循環型社会を形成するための環境関連産業など、新たな産業の誘致・育成に取り組んでいる。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間における一般有効求職者数の労働力人口に対する割合の月平均値は、4.5%であり、全国の平均値(3.6%)を上回っている。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位:人、%)

	全 国		本地域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
19年度	2,073,396	3.2	1,068	4.1
20年度	2,217,060	3.4	1,147	4.4
21年度	2,811,014	4.3	1,352	5.1
平均値(a)		3.6		4.5

※ 労働力人口(平成17年国勢調査) 全国:65,399,685人 本地域:26,335人
資料:熊本労働局

ハ 地域の求人状況

本地域の最近3年間及び最近1年間の一般有効求人倍率の月平均値は、それぞれ0.32倍、0.27倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の一般有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た割合は、それぞれ

0.5倍、0.3倍であるが、全国の月平均値が0.5倍未満である場合の基準値は全国平均値となり、最終的な基準値は0.5倍、0.45倍となり、本地域の最近3年間及び最近1年間の平均値はともに基準値を下回っており、要件に該当する。

また、本地域の最近3年間及び最近1年間の常用有効求人倍率の月平均値は、それぞれ0.23倍、0.20倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の常用有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た割合は、それぞれ0.41倍、0.23倍であるが、全国の月平均値が0.5倍未満である場合の基準値は全国平均値となり、最終的な基準値は0.5倍、0.34倍となることから、本地域は最近3年間及び最近1年間ともに基準値を下回っており、こちらも要件に該当する。

表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	19年度	20年度	21年度	3年間平均
本地域	0.36	0.32	0.27	0.32
全国	1.02	0.77	0.45	0.75
全国(2/3)	0.68	0.51	0.30	0.50

資料:熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	19年度	20年度	21年度	3年間平均
本地域	0.29	0.20	0.20	0.23
全国	0.87	0.64	0.34	0.62
全国(2/3)	0.58	0.43	0.23	0.41

資料:熊本労働局

2 熊本県水俣・芦北地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成17年の国勢調査によると、当該地域の産業別人口の割合は、第1次産業が12.8%(県全体11.5%)、第2次産業が26.7%(県全体22.1%)、第3次産業が60.3%(県全体65.3%)となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位：人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,095	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	3,173	6,614	14,945
割合(%)	12.8	26.7	60.3

資料：国勢調査(平成17年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成19年度の0.36倍から平成21年度には0.27倍へ減少しており、雇用環境は悪化している。また、21年度の数値を見ると全国の平均値(0.45倍)及び県の平均値(0.38倍)と比較しても未だに低位にある。県内に所在する公共職業安定所9箇所のうち、水俣・芦北地域は下位に位置する。

平成21年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、当地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は、46.0%で県平均値を上回っており、一方で45歳以上の就職件数は33.0%で県平均値を上回っているが、55歳以上の就職件数は13.2%と県平均値を下回っているなど、中高齢者の雇用状況は厳しい。

表6 本地域の有効求人倍率の推移(パートを含む。)

	19年度	20年度	21年度
全国	1.02	0.77	0.45
県全体	0.79	0.55	0.38
本地域	0.36	0.32	0.27

表7 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成21年度実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数(人)	43,446	17,847	9,702	2,652	832	362
	割合(%)	100	41.1	22.3	100	31.4	13.7
本地域	人数(人)	1,349	620	328	91	30	12
	割合(%)	100	46.0	24.3	100	33.0	13.2

※月間有効求職者数：平成21年度の一般有効求職者数の月平均

※就職件数：平成21年度の就職数の計 資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成18年では平成13年と比べ286所減の2,569所となっており、県全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は3.2%である。

また、本地域内の事業所に従事する者の数は平成18年では平成13年と比べ1,702人減の20,570人となっており、県内全体の2.7%である。

表8 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位：人、%)

	平成13年		平成18年		H13-H18増減			
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)		従業者数 (人)	
						割合(%)		割合(%)
県全体	86,650	768,606	81,452	750,814	▲ 5,198	▲ 6.0	▲ 17,792	▲ 2.3
本地域	2,855	22,272	2,569	20,570	▲ 286	▲ 10.0	▲ 1,702	▲ 7.6

資料：事業所・企業統計調査

3 熊本県水俣・芦北地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、過疎地域として長期的な経済停滞、人口減少や少子高齢化の進行など、中小企業等をはじめとする地域経済、雇用を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

平成18年の事業所・企業統計調査によると本地域内の事業所、従業員の減少率はともに大きく県平均を上回っており、企業誘致や新事業の創出、地域内企業が求める人材の確保等、新たな雇用機会を創出することが重要である。

一般有効求人倍率については、一昨年を経済不況による影響で、県下でも下位に位置する。

本地域は、熊本都市圏から地理的に遠く、一般国道3号が水俣市まで至る主要幹線であるが、芦北ICまで開通している南九州西回り自動車道については、芦北IC以南の早期整備が求められている。高速道路整備の進捗による利便性の向上を企業誘致や既立地企業の業務拡大へとつなげ、新たな雇用を図る。また、県と市町村、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、企業立地を促進する。

また、エコタウンに指定されている水俣市をはじめ、本地域では環境関連産業の集積が進んでおり、先端技術を中心に地域企業の育成を図りながら、環境関連産業の誘致や環境ビジネスの創造に努め、雇用の機会増大を図る。

さらに、水俣病を教訓とした環境学習や自然体験型学習など、地域資源を生かした、地域づくりと一体となった水俣・芦北型の観光を振興することにより、雇用の創出を図る。

これらにより、次表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。
(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	120人	企業誘致分 40人×3年→120人
奨励金等による雇用創出	30人	奨励金分 10人×3年→30人
合 計	150人	

参考1 H19.10.1~H22.9.30の企業誘致による雇用人数が120人で年平均40人。

参考2 H19.10.1~H22.5.31の奨励金による雇用増加人数32人で年平均10人。

4 熊本県芦北・水俣地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 地場企業の支援と企業誘致の推進

当地域に、一定の集積が図られている環境・新エネルギー関連産業等への支援を行うとともに、企業誘致の推進や農商工連携による地域産業の振興に取り組む。

特に、試験等に取り組んでいるレアメタルリサイクルやバイオマスエネルギー、藻礁の開発等、環境に配慮した先進的な取組により産業を創出する。

また、地場企業の技術力を生かした新たなビジネスへの挑戦等を推進する。具体的には、地場企業の実情を総合的に把握して企業同士や大学等とのマッチングが図られるよう支援体制の充実を図るとともに、地場企業の研究開発・実証実験等の支援に向け助成金の活用促進を図る。

ロ 地域一体となった体験・交流型観光等の推進

九州新幹線（鹿児島ルート）全線開業や南九州西回り自動車道の整備進捗を捉えて、地域一体となった体験・交流型観光の振興に取り組む。具体的には、温泉、徳富蘇峰・蘆花、桜並木、うたせ船・彫刻群等、各市町の有する地域資源を磨き上げるとともに、美しい自然と第一次産業や食、地域づくりとを組み合わせ合わせたエコツーリズムやグリーンツーリズム等を推進し、交流人口の拡大を図る。

また、現在、当地域で進めている環境学習旅行の誘致について、外国からの誘致を含め引き続き取り組む。

これらの実現に向け、当地域の観光振興や地域間交流に関する取組を一体的・効果的にコーディネートできる体制づくりに努めるとともに、(社)熊本県観光連盟と連携して実施する観光キャンペーン等により、誘客や物産振興を図る。

ハ 環境に配慮した高付加価値農業の推進

化学物質による甚大な健康被害を経験した地域という歴史を踏まえ、減農

薬・減化学肥料栽培など環境にやさしく安全・安心な農産物づくりとともに、限られた農地から最大の収入が得られるよう高付加価値化に取り組む。具体的には、「エコファーマー」の認定や「有作くん」の認証などの取組を拡大し地域ブランド化を進めるほか、不知火類（デコボン）等を中心とした高品質果実産地化を推進する。

また、林業と建設業等関係者との連携のモデル的な取組を支援し、林業従事者としての雇用の維持・拡大に取り組むとともに、森林の機能の持続的な発揮を図る。

さらに、これまで調査を行ってきたカサゴ種苗の放流による栽培漁業の定着や、海藻・海草の増殖等による漁場環境保全及び水産資源回復に取り組む。

これらとともに、地産地消や農商工連携の視点を持ちつつ、特産品を活用した商品開発や、当地域における加工、販売ルートの開拓に取り組む。

二 発展の基盤となる交通網の整備

南九州西回り自動車道の整備が着々と進められ、平成21年4月には田浦IC～芦北IC間が開通した。高速交通体系の整備は、企業誘致や観光振興等において地域のポテンシャルを発揮させる大きな要素であることから、残された未整備区間についても、早急な整備を促進する。

また、リアス式海岸線を走り、地域住民の生活道路、漁業などの産業道路として必要なシーサイドロード（主要地方道水俣芦北線、一般県道二見田浦線）は、美しい景色を楽しむ観光道路でもあり、その整備に取り組む。

（2）地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地場企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。特に、水俣市における「地域産業・雇用創出協議会」（会長：水俣市長）の活動を支援する。

また、成長が見込まれる分野（グリーンデバイス関連、食品・健康食品・医薬品関連）に関連する企業や情報サービス関連企業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し、戦略的な誘致活動等を展開する。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 技術革新による新事業の創出

情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待される重点分野を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター、(財)くまもとテクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、地域経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

② 事業主への支援

・地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金

地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金（中核人材用））及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

・中小企業労働力確保法に基づく助成金

創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県職業能力開発計画に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることができるよう支援を行うとともに、産業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業をリードする人材の確保、育成

熊本県職業能力開発計画に基づき、（独）雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県立の公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップ

により、「くまもと若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員をハローワークに配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェ・ランチの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、各地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援を行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観を育むキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

④ 産業人材強化に関する情報提供の実施

平成21年3月に策定した「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストップサービス窓口及び産業人材強化推進ポータルサイトジョブチャンネルを運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

さらに、県と1市2町の人的・財政的な資源を結集し、様々な事業の実施において、広域的連携の事務局機能を担い、必要に応じては自ら実働しつつ、地域経済団体等と協力を連携し、地域企業の支援や企業誘致、観光振興などに、集中的かつ継続的に取り組み、地域産業の振興と雇用の創出に努める。

特に、県、1市2町、地域経済団体等から構成される協議会を組織し、地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）等の活用を検討する。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成25年9月末日までとする。

定により、次のように公表する。
平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県球磨地域雇用促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は熊本県の南東部に位置し、総面積は1,538 km²と県全体の約2.1%を占めている。

人口は、100,694人（平成17年国勢調査）と県全体の約5.5%に過ぎず、県内の中でも人口の密度が低い地域である。また、この5年間で4,003人（3.8%）減少しており、県全体の人口減少率0.9%と比較しても人口の減少幅が大きい。

また、労働力人口は52,098人（平成17年国勢調査）であり、うち就業人口は49,320人となっている。平成12年からの5年間で、労働力人口で2,219人、就業人口で2,669人減少している。

表1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

	平成12年	平成17年	H12-H17増減	
			絶対値	割合(%)
人口	104,697	100,694	▲ 4,003	▲ 3.8
労働力人口	54,317	52,098	▲ 2,219	▲ 4.1
うち就業人口	51,989	49,320	▲ 2,669	▲ 5.1

資料：国勢調査(平成12・17年)

(2) 区域

熊本県球磨地域の区域は次のとおりとする。

人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の1市9町村の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第2条第2項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は、日本三大急流の球磨川や人吉温泉などに代表される豊富な自然を有し、相良700年の歴史・文化に培われた独特の文化圏を有する地理的に連続した地域である。

本地域では、本県の約27%を占める森林資源を有効かつ持続的に利用するために、森林の多面的な機能を見据えた林業再生のための拠点施設の整備や林業と木材産業の一体的な活性化、森林空間、景観などを最大限に活用した総合的な「森林の郷」づくりを展開している。

観光面では、数多くの文化遺産や豊かな自然資源を生かした観光ルートの開発や人吉球磨の魅力ある温泉地づくり、豊かな農林資源を生かしたスローライフ体験型のグリーンツーリズムの推進、地場産業である球磨焼酎の振興を図るため球磨焼酎のブランドイメージ向上に球磨地方一帯となった広域的な取り組みを行っている。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合は4.1%であり、全国の平均値(3.6%)を上回っている。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位:人、%)

	全 国		本地域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
19年度	2,073,396	3.2	1,889	3.6
20年度	2,217,060	3.4	2,072	4.0
21年度	2,811,014	4.3	2,507	4.8
平均値(a)		3.6		4.1

※ 労働力人口(平成17年国勢調査) 全国:65,399,685人 当該地域:52,098人
資料:熊本労働局

ハ 地域の求人の状況

本地域の最近3年間及び最近1年間の一般有効求人倍率の月平均値は、それぞれ0.38倍、0.27倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の一般有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た割合は、それぞれ0.5倍、0.3倍であるが、全国の月平均値が0.5倍未満である場合の基準値は全国平均値となり、最終的な基準値は0.5倍、0.45倍となり、本地域の最近3年間及び最近1年間の平均値はともに基準値を下回っ

ており、要件に該当する。

また、本地域の最近3年間及び最近1年間の常用有効求人倍率の月平均値は、それぞれ0.32倍、0.22倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の常用有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た割合は、それぞれ0.41倍、0.23倍であるが、全国の月平均値が0.5倍未満である場合の基準値は全国平均値となり、最終的な基準値は0.5倍、0.34倍となることから、本地域は最近3年間及び最近1年間ともに基準値を下回っており、こちらも要件に該当する。

表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位：倍)

	19年度	20年度	21年度	3年間平均
本地域	0.51	0.36	0.27	0.38
全国	1.02	0.77	0.45	0.75
全国(2/3)	0.68	0.51	0.30	0.50

資料：熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位：倍)

	19年度	20年度	21年度	3年間平均
本地域	0.45	0.28	0.22	0.32
全国	0.87	0.64	0.34	0.62
全国(2/3)	0.58	0.43	0.23	0.41

資料：熊本労働局

2 熊本県球磨地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成17年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第1次産業が17.8%(県全体11.5%)、第2次産業が25.1%(県全体22.1%)、第3次産業が57.0%(県全体65.3%)となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位：人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,095	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	8,803	12,367	28,105
割合(%)	17.8	25.1	57.0

資料：国勢調査(平成17年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成19年度の0.51倍から平成21年度には0.27倍にまで減少し、全国の平均値(0.75倍)及び県の平均値(0.57倍)と比較しても低位にある。県内に所在するハローワーク9箇所のうち、球磨地域は宇城地域、水俣地域と同率で最下位に位置する。

平成21年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は46%で、県全体の平均値(41.1%)を上回っており、一方で、就職件数に占める45歳以上の割合は28.3%で、県全体の平均値(31.4%)を下回っており、中高齢者の就職環境は厳しい。

表6 本地域の有効求人倍率の推移(パートを含む。)

	19年度	20年度	21年度	平均
全国	1.02	0.77	0.45	0.75
県全体	0.79	0.55	0.38	0.57
本地域	0.51	0.36	0.27	0.38

表7 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成21年度実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数(人)	43,446	17,847	9,702	2,652	832	362
	割合(%)	100	41.1	22.3	100	31.4	13.7
本地域	人数(人)	2,497	1,148	643	187	53	22
	割合(%)	100	46.0	25.8	100	28.3	11.8

※月間有効求職者数：平成21年度の一般有効求職者の月平均

※就職件数：平成21年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成18年では平成13年と比べ277所減の5,120所となっており、県内全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は6.3%である。

また、本地域内に従事する者の数は平成18年では平成13年と比べ2,335人減の40,180人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占める本地域内の事業所に従事する者の割合は5.4%である。

表8 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位：人、箇所、%)

	平成13年		平成18年		H13-H18増減			
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	割合(%)	従業者数 (人)	割合(%)
県全体	86,650	768,606	81,452	750,814	▲ 5,198	▲ 6.0	▲ 17,792	▲ 2.3
本地域	5,397	42,515	5,120	40,180	▲ 277	▲ 5.1	▲ 2,335	▲ 5.5

資料：事業所・企業統計調査

3 熊本県球磨地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域の一般有効求人倍率は、一昨年以降の経済不況の影響もあり、平成19年から平成21年までの3年間で半減し、雇用情勢は厳しくなっている。

高速交通網としては、九州縦貫自動車道により人吉市と熊本市が連結されているが、企業の立地には結びついておらず、域内の交通基盤、工業用地等のインフラを整備し、利便性を高めることにより企業に対する立地のインセンティブを高めていく。

また、県と市町村、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

さらに、本地域では、九州新幹線の全線開業に向けて、豊かな地域資源を活かした観光振興やグリーンツーリズムをはじめとする人との交流、地域の特産品である球磨焼酎の振興・ブランドイメージ化を推進しており、これらの産業に携わる人材の育成や起業家支援等の事業を行うことにより、地場産業を振興し、新たな雇用に結びつけていく。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	30人	企業誘致分 10人×3年→30人
奨励金等による雇用創出	60人	奨励金分 20人×3年→60人
合 計	90人	

参考1 H19.10.1~H22.9.30の企業誘致による雇用人数が32人で年平均10人。

参考2 H19.10.1~H22.5.31の奨励金による雇用増加人数64人で年平均20人。

4 熊本県球磨地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業の誘致

梢山工業団地(人吉市)、西の迫工業団地(あさぎり町)をはじめとする地域内の工業用地のPR活動や市町村による誘致企業への工場設置、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

九州縦貫自動車道人吉インターチェンジから域内へのアクセスを強化するとともに、本地域の重要な交通機関である軌道(JR肥薩線、くま川鉄道)の利用促進に向け、新幹線との連動体制強化、観光路線としての魅力強化に向けた取り組みを進める。

ハ 産業の振興

本地域の豊かな地域資源を活用し農商工連携を推進するとともに、グリーンツーリズム等による都市と農村の交流促進による新たなビジネス展開することにより、農林業の活性化を図る。特に、球磨焼酎を地域の重要なブランドと位置づけ、地理的表示の産地指定を受けた「世界の銘酒」として球磨焼酎のブランドイメージ強化に取り組むとともに、国内外への販路拡大に取り組む、地域産業全体の活性化を図る。

また、平成20年に県内で初めて国宝に指定された青井阿蘇神社をはじめ地域内の数多くの文化遺産や豊かな自然資源を活かした観光ルートや新たな観光資源の開発に取り組むとともに、人吉温泉の魅力向上などの取り組みにより観光・サービス産業を振興することにより、新たな雇用の創出を図る。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地場企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、成長が見込まれる分野(グリーンデバイス関連、食品・健康食品・医薬品関連)に関連する企業や情報サービス関連企業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し、戦略的な誘致活動等を展開する。

特に、「人吉球磨地域産業・雇用創出協議会」の地域が一体となった企業誘致活動を支援する。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及

び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 技術革新による新事業の創出

情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待される重点分野を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター、(財)くまもとテクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、地域経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

② 事業主への支援

・地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金

地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金（中核人材用））及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

・中小企業労働力確保法に基づく助成金

創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県職業能力開発計画に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることができるよう支援を行うとともに、産業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業をリードする人材の確保、育成

熊本県職業能力開発計画に基づき、（独）雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県立の公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「くまもと若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員をハローワークに配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェ・ランチの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、各地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援を行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観を育むキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

④ 産業人材強化に関する情報提供の実施

平成21年3月に策定した「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストップサービス窓口及び産業人材強化推進ポータルサイトジョブチャンネルを運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成25年9月末日までとする。

熊本県公告第581号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定に基づき策定した熊本県天草地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第6項の規定により、次のように公表する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県天草地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、熊本県の南西部に位置し、総面積は876km²と県全体の11.8%を占め、その66.4%が山林で、耕地はわずか9.3%にすぎない。(土地利用状況把握調査・平成20年12月1日現在)

人口は、137,902人(平成17年国勢調査)で、この5年間で9,755人(6.6%)の減少となっており、県全体の人口減少率0.9%と比較しても人口の減少が顕著である。

労働力人口は65,911人(平成17年国勢調査)であり、うち就業人口は61,717人となっている。平成12年から5年間で労働力人口は3,744人、就業人口は4,961人減少している。

表1 当該地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

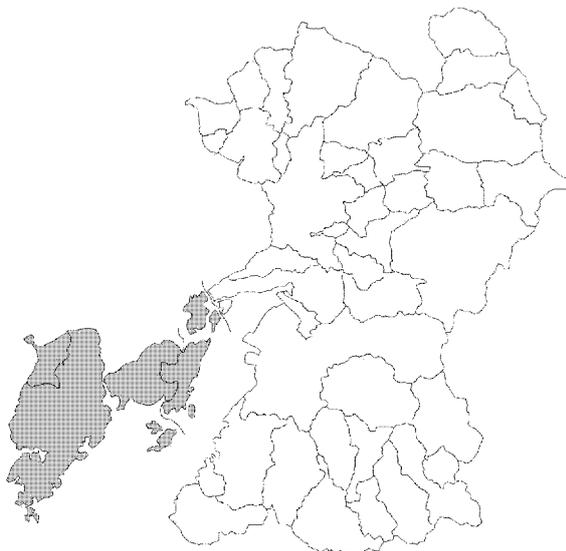
	平成12年	平成17年	H12-H17増減	
			増減	割合(%)
人口	147,657	137,902	▲ 9,755	▲ 6.6
労働力人口	69,655	65,911	▲ 3,744	▲ 5.4
うち就業人口	66,678	61,717	▲ 4,961	▲ 7.4

資料：国勢調査(平成12・17年)

(2) 区域

熊本県天草地域の区域は次のとおりとする。

天草市、上天草市、苓北町の2市1町の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第2条第2項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は、天草上島・下島の本島とその周辺に散在する100余の島々からなる地域である。本島の東及び南北側は、瀬戸内海的海岸美を呈し、西側は外洋性の雄大な景勝地が多く雲仙天草国立公園にも指定されており、また、殉教哀史で知られるキリシタン文化や海中公園等豊富な観光資源にも恵まれている。

本地域は、他の地域と天草五橋で結ばれており、現在、天草市と熊本市を結ぶ地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の整備が進んでいる。また、天草地域あげて観光産業に力を入れており、「天草はひとつ」の認識に立ちながら、天草地域の一体的で効率的な取組を進めるため、広域・連携による取組が行われており、地域的な一体性の強い地域である。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合は3.8%であり、全国の平均値(3.6%)を上回っている。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位:人、%)

	全 国		本地域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
19年度	2,073,396	3.2	2,354	3.6
20年度	2,217,060	3.4	2,405	3.6
21年度	2,811,014	4.3	2,724	4.1
平均値(a)		3.6		3.8

※ 労働力人口(平成17年国勢調査) 全国:65,399,685人 本地域:65,911人

資料:熊本労働局

ハ 地域の求人の状況

本地域の最近3年間及び最近1年間の一般有効求人倍率の月平均値は、それぞれ0.38倍、0.33倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の一般有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た割合は、それぞれ0.5倍、0.3倍であるが、全国の月平均値が0.5倍未満である場合の基準値は全国平均値となり、最終的な基準値は0.5倍、0.45倍となることから、本地域の最近3年間及び最近1年間の平均値はともに基準値を下回って

おり、要件に該当する。

また、本地域の最近3年間及び最近1年間の常用有効求人倍率の月平均値は、それぞれ0.29倍、0.25倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の常用有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た割合は、それぞれ0.41倍、0.23倍であるが、全国の月平均値が0.5倍未満である場合の基準値は全国平均値となり、最終的な基準値は0.5倍、0.34倍となることから、本地域は最近3年間及び最近1年間ともに基準値を下回っており、こちらも要件に該当する。

表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	19年度	20年度	21年度	3年間平均
本地域	0.42	0.39	0.33	0.38
全国	1.02	0.77	0.45	0.75
全国(2/3)	0.68	0.51	0.30	0.50

資料:熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	19年度	20年度	21年度	3年間平均
本地域	0.33	0.29	0.25	0.29
全国	0.87	0.64	0.34	0.62
全国(2/3)	0.58	0.43	0.23	0.41

資料:熊本労働局

2 熊本県天草地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成17年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第1次産業が16.1%(県全体11.5%)、第2次産業が20.8%(県全体22.1%)、第3次産業が63.0%(県全体65.3%)となっており、県全体に比べ、第1次産業の比率が高く、第2次産業、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,095	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	9,958	12,822	38,857
割合(%)	16.1	20.8	63.0

資料：国勢調査(平成17年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成19年度の0.42倍から平成21年度には0.33倍にまで減少し、全国の平均値(0.75倍)及び県の平均値(0.57倍)と比較しても低位にある。県内に所在するハローワーク9箇所のうち、天草地域は中位に位置する。

平成21年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は47.1%で、県全体の平均値(41.1%)を上回っており、また、就職件数に占める45歳以上の割合は28.7%で、県全体の平均値(31.4%)を下回っており、中高齢者の就職環境は厳しい。

表6 本地域の有効求人倍率の推移(パートを含む。)

	19年度	20年度	21年度	平均
全国	1.02	0.77	0.45	0.75
県全体	0.79	0.55	0.38	0.57
本地域	0.42	0.39	0.33	0.38

表7 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成21年度実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数(人)	43,446	17,847	9,702	2,652	832	362
	割合(%)	100	41.1	22.3	100	31.4	13.7
本地域	人数(人)	2,655	1,250	661	195	56	19
	割合(%)	100	47.1	24.9	100	28.7	9.7

※月間有効求職者数：平成21年度の一般有効求職者の月平均

※就職件数：平成21年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成18年では平成13年と比べ649所減の8,470所となっており、県内全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は10.4%である。

また、本地域内に従事する者の数は平成18年では平成13年と比べ5,283人減の52,177人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占める本地域内の事業所に従事する者の割合は6.9%である。

表8 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位：人、箇所、%)

	平成13年		平成18年		H13-H18増減			
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	割合(%)	従業者数 (人)	割合(%)
県全体	86,650	768,606	81,452	750,814	▲ 5,198	▲ 6.0	▲ 17,792	▲ 2.3
本地域	9,119	57,460	8,470	52,177	▲ 649	▲ 7.1	▲ 5,283	▲ 9.2

資料：事業所・企業統計調査

3 熊本県天草地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、小規模零細事業所が多く、新規学卒等の若年者も管外又は県外に就職する傾向にあり、過疎化・高齢化が進み、地域の経済活力が低下している。

平成18年の事業所・企業統計調査によると本地域内の事業所、従業員ともに減少しており、特に従業員数の減少率は県平均を大きく上回り、零細化がさらに進んでいる。さらに、県内では企業の立地が好調に推移している反面、本地域への大型の立地はなく、新規の雇用創出に結びついていない。

有効求人倍率については、一昨年の経済不況により下落しており、雇用情勢は厳しい状況にある。

本地域は、地理的に熊本都市圏から遠く、交通基盤整備の遅れが経済の停滞、人口の流出の大きな要因となっている。そのため、地域高規格道路「熊本天草幹線道路」等の交通基盤の整備を促進し、熊本都市圏とのアクセスを強化するとともに域内のアクセス向上を図ることにより、物流機能の拡大、利便性の向上を図る。また、企業誘致に当たっては、県と市町、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、企業の立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

また、本地域のリーディング産業を観光産業と位置づけ、雲仙天草国立公園の雄大な自然資源をはじめ、恵まれた観光資源を生かした交流拠点施設の整備、体験型の観光への取り組み等を通じて観光産業を振興し、新たな雇用を創出する。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	30人	企業誘致分 10人×3年→30人
奨励金等による雇用創出	60人	奨励金分 20人×3年→60人
合 計	90人	

参考1 H19.10.1～H22.9.30の企業誘致による雇用人数が30人で年平均10人。

参考2 H19.10.1～H22.5.31の奨励金による雇用増加人数78人で年平均20人。

4 熊本県天草地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

天草市では、進出企業に対する奨励措置や便宜供与の提供により企業誘致を推進し、産業振興と雇用機会拡大に努める。

上天草市では、市民所得及び就業機会を10年間で10%向上を目指し、「10年間で30社500人の新規雇用を目標に企業誘致を行う」事を達成するため、進出企業に対する優遇措置とトップセールスによる誘致活動を推進する。

苓北町では、大消費地から遠隔地にあるため流通コストがかさむ等の同町の置かれた状況を踏まえ、ターゲットを絞った企業誘致や新たな展開に取り組む地元企業の支援を行う。

ロ インフラの整備

① 熊本天草幹線道路の整備

熊本市と天草市を結ぶ地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の整備を推進する。

② 天草空港の利用促進

福岡圏等における天草空港・天草エアラインの認知度の向上を図るとともに、天草空港利用促進協議会が中心となって観光客を主たるターゲットとした天草地域へのインバウンド(入り込み)利用者の誘致を図ることにより、天草空港の利用を促進する。

ハ 観光産業の振興

本地域のリーディング産業を観光産業と位置づけ、観光の基盤となる一次産業と連携を取りながら、キシタンの歴史・文化など天草の地域資源を生かした体験型の観光振興に取り組む。

また、樋合マリプロジェクト等マリレジャー施設の利用促進を図るとともに、農業とふれあう体験交流拠点として羊角湾周辺整備を推進することにより交流拠点機能を高める。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地場企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、成長が見込まれる分野（グリーンデバイス関連、食品・健康食品・医薬品関連）に関連する企業や情報サービス関連企業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し、戦略的な誘致活動を展開する。

特に、天草地域、上天草地域の「地域産業・雇用創出協議会」の活動を支援する。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 技術革新による新事業の創出

情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待される重点分野を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター、(財)くまもとテクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、地域経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

② 事業主への支援

・地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金

地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金（中核人材用））及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

・中小企業労働力確保法に基づく助成金

創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県職業能力開発計画に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることができるよう支援を行うとともに、産業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業をリードする人材の確保、育成

熊本県職業能力開発計画に基づき、(独)雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県立の公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「うき若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員をハローワークに配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェ・ランチの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、各地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援を行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観を育むキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

④ 産業人材強化に関する情報提供の実施

平成21年3月に策定した「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストップサービス窓口及び産業人材強化推進ポータルサイトジョブチャンネルを運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成25年9月末日までとする。

熊本県公告第582号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(1 工区)
宇城市松橋町松橋字園田841番1、同841番2、同841番3、同842番2、
同842番3、同844番1、同844番2、同845番1、同845番2及び同84
5番3
3,015.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
宇城市松橋町松橋235番地
野方 昇

登載依頼**熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号****天草不知火海区漁業調整委員会告示第1号**

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年10月15日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山行男

天草不知火海区漁業調整委員会会長 板崎 清

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程の一部を改正する規程
海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程(平成21年熊本県有明海区漁業調整
委員会告示第2号及び平成21年天草不知火海区漁業調整委員会告示第3号)の一部を次
のように改正する。

第5条第3項中「各委員会の会長(以下「会長」という。)が任免する」を「各委員会
が任命する」に改める。

第6条第1項中「会長」を「各委員会の会長(以下「会長」という。)」に改める。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

熊本県環境審議会公告第4号

第2回熊本県廃棄物処理計画検討委員会の会議を次のとおり開催する。

平成22年10月15日

熊本県廃棄物処理計画検討委員会

委員長 古 川 憲 治

- 1 開催日時
平成22年10月25日(月)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 第3期熊本県廃棄物処理計画の第1～3章素案の一部修正について
(2) 第3期熊本県廃棄物処理計画の第4～6章素案について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、
事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局(熊本県環境生活部廃棄物対策課企画調整班)
(電話096-333-2277(ダイヤルイン))